

シンガポールにおける 気候変動リスクに関する法規制と留意点

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)シンガポール事務所が現地会計事務所RAJAH & TANN SINGAPORE LLPに作成委託し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびRAJAH & TANN SINGAPORE LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびRAJAH & TANN SINGAPORE LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail : SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. はじめに.....	1
2. 企業にとっての気候変動リスクの概要.....	2
3. 環境関連の主な個別法令.....	3
4. 取締役の義務.....	4
(1) 会社の最善の利益のために行動する義務.....	4
(2) 善管注意義務.....	5
5. ガイドライン.....	6
6. 開示義務.....	7
7. 企業において必要となる対応.....	8

シンガポールにおける気候変動リスクに関する法規制と留意点

1. はじめに

昨今、気候変動への対応が全世界的に求められているが、シンガポールで事業をする企業にとっても、シンガポールにおける気候変動対応の取り組みや法規制を理解しておくことがますます重要となっている。シンガポール企業の取締役にとっては、会社の事業活動が環境に対してどのような影響を与えるか、また環境関連の法規制に会社がどのように対応すべきかについて十分に検討し、会社の意思決定において気候変動要素を考慮することが、取締役個人としての民事上および刑事上の責任を回避するためにも重要である。

政府が2021年2月10日に発表した環境行動計画「グリーンプラン 2030¹」においては、概要下記表²のとおり、2030年までの具体的な目標が設定されている。

分野	主な目標
環境に優しいエネルギーの利用	・すべてのビルをクリーンビルに ・ディーゼル車・ガソリン車を段階的に廃止して電気自動車のインセンティブを導入
グリーンエコノミー	・グリーンファイナンス・イノベーション活動の推進 ・中小企業向け持続可能プログラムの導入
都市の自然環境	・100万本の植樹 ・自然公園の面積を50%以上拡大
持続可能な生活環境	・自転車専用路を約3倍に ・鉄道網を約1.5倍に
未来の気候変動への対応	・食料自給率を栄養ベースで30%に引き上げ ・海岸線を保護し海面上昇に対応

企業にとっては、このグリーンプラン 2030 をビジネスの機会と捉えることもできる³が、気候変動リスクが注目されている今日において、環境関連の法規制や取締役の責任等について留意が必要となるため、以下においてポイントを解説する。

¹ 詳細については、SG GREEN PLAN のウェブサイト (<https://www.greenplan.gov.sg/>) より参照可能。

² JETRO 「持続可能な未来に向け環境行動計画を発表（シンガポール）」（2021年4月28日）
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/0401/84ba18e1e94193fc.html>) 内の表を編集。

³ 例えば、グリーンボンド（環境分野への取り組みに特化した資金調達のために発行される債権）を活用した新規事業や、サステナビリティに関するコンサル、検証、リスク管理の分野における雇用創出等が見込まれ、電気自動車の普及にあたっては充電スポット等の新たな関連設備のニーズも増える。

2. 企業にとっての気候変動リスクの概要

気候変動によって、企業が直面するリスクとして主に、物理的リスク、移行リスク、法的責任リスクの三つが挙げられる⁴。

(1) 物理的リスク

沿岸部に位置するシンガポールは、気候変動に伴う海面上昇による土地の浸水や洪水の被害が大きいと考えられており、企業にとっても、物理的に財産が棄損され、それらの修復をする必要が生じるリスクや従業員が物理的に勤務できないことを含む偶発的な要素への対応に費用が生じるリスクがある。サプライチェーン全体を機能させるためにさらなる支出が必要となる可能性もある。

(2) 移行リスク

企業は脱炭素社会への移行にあたっての対応も必要となる。シンガポールは、2050年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目標としており、例えば、炭素税の大幅な引上げなどが予定されている⁵。企業は関連する法規制やガイドライン等を遵守し、企業の財政面、レピュテーション面でのリスクに対応する必要がある。

(3) 法的責任を追及されるリスク

制定法やコモンローの違反によって、会社や取締役が気候変動関連の法的責任を追及されるリスクもある。例えば、ポーランドにおいて、環境 NGO である ClientEarth が石炭火力発電所の建設を計画中の電力会社エニア社の株式を取得して、将来的に収益の見込みのない化石燃料への大規模投資は会社の利益を害し株主に不利益を与えると主張した結果、裁判所が当該発電所の建設に同意した株主総会決議の無効を認め、建設計画が中止となった事例がある⁶。このような気候変動関連の訴訟が世界的に増加しており、現状では、アメリカ、ヨーロッパ、およびオーストラリアが中心であるとしても、日本、フィリピン、インドネシア等においてもこのような訴訟が提起されていることから、シンガポールも含めほかのアジア諸国においても、会社や取締役が環境関連の責任を追及されるリスクは決して無視できるものではない。

⁴ Task Force on Climate-Related Financial Disclosures (TCFD) 「[Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures](#)」 (2017年6月) 26頁、および COMMONWEALTH Climate and Law Initiative 「[DIRECTORS' LIABILITY AND CLIMATE RISK: WHITE PAPER ON SINGAPORE](#)」 (2021年4月) 4頁。

⁵炭素税の引上げによるビジネスセクターの計画の移行が期待されている。引上げに関する詳細は下記注釈7参照。

⁶ ClientEarth 「[Major court win shows power of corporate law to fight climate change](#)」 (2019年8月1日)

3. 環境関連の主な個別法令

シンガポールにおける環境関連の法令は多岐にわたるが、主要なものとしては、例えば、下記が挙げられる。

- ① Carbon Pricing Act 2018(2020年に改正):炭素税⁷について規定
- ② Environmental Protection and Management Act 1999(2020年に改正):化学物質の管理や排出規制等の環境汚染の防止について規定
- ③ Energy Conservation Act 2012(2020年に改正):省エネについて規定
- ④ Transboundary Haze Pollution Act 2014(2020年に改正):ヘイズ(煙害)汚染の防止について規定
- ⑤ Resource Sustainability Act 2019:廃棄物の処理やリサイクルについて規定

上記のような法令によって、環境を害し温室効果ガスを排出する活動は制限されることとなり、環境・気候変動に悪影響を及ぼし得る活動には刑事罰(多額の罰金や禁固)が課される可能性がある。

また、気候変動関連の多くの法令において、取締役は、会社の違反に対する特別の責任が課せられており、会社の違反によって、取締役も刑事責任を問われる可能性がある。例えば、Environmental Protection and Management Act においては、違反が取締役の同意・黙認による場合、または取締役の作為・不作為に起因する場合、法人と取締役の双方が有罪となると規定されている⁸。さらに、同意・黙認していても、積極的に防止しなかった取締役は、会社と同様に刑事責任を問われることもある。例えば、Carbon Pricing Act においては、役員または管理者が「犯罪が行われる、もしくは行われていることを知っている、または合理的に知っているべきであり、その犯罪の実行を防止するためのあらゆる合理的な措置を講じなかった」場合には、法人と同様の犯罪で有罪になるものとされている⁹。

個別の環境関連の法規制は一定の目標を達成するため特定の問題に対応することを目的としているものであるため、これらを遵守しているからといって、下記に述べる取締役の責任を免れることには必ずしもならないことに注意が必要である。

⁷ シンガポールは東南アジアで初めて炭素税が導入され、年間の温室効果ガスの排出量が 25,000t 以上の事業者が対象となっている。炭素税は、2019 年から 2023 年までは温室効果ガス排出量 1t 当たり 5 シンガポールドルとされているが、2024 年と 2025 年には 1t 当たり 25 シンガポールドル、2026 年と 2027 年には 1t 当たり 45 シンガポールドル、2030 年までには 1t 当たり 50 から 80 シンガポールドルに引き上げられる予定であることが、2022 年 2 月 18 日の予算演説で表明されている。また、2024 年以降、企業は課税対象の CO₂ 排出量の 5%相当を上限に質の高い国際カーボンクレジットを購入できるようになることも同予算演説で表明されており、質の高いカーボンクレジットの需要と機能的で規制されたカーボンマーケットの成熟が期待されている。

⁸ Environmental Protection and Management Act 71 条 1 項

⁹ Carbon Pricing Act 68 条 2 項

4. 取締役の義務

シンガポール会社法(Companies Act 1967、以下「会社法」という。)上、取締役は、誠実に行動し、相当の注意を払う義務を負っている¹⁰。同時に、コモンロー上、取締役は、信任義務(Fiduciary duties)および善管注意義務(Duty to exercise due care and skill)等を負っている¹¹。

会社法に違反した場合、会社は、取締役に対して損害賠償の請求または取締役がその違反によって利益分の請求をすることができ¹²、取締役は会社法違反につき刑事責任(5,000ドル以下の罰金、1年以下の禁固)も負い得る¹³。他方、コモンロー上の義務に違反した場合には、刑事責任は課されないが、会社は、取締役に対して損害賠償および利益分の請求に加えて、契約を取り消し、財産等の返還を求めることも可能となる¹⁴。

会社法上の義務とコモンロー上の義務は重なり合う部分も多く、さまざまな分類が試みられているが、会社法上もコモンロー上も取締役は、①会社の最善の利益のために行動する義務¹⁵、および②善管注意義務を負っていると解されていることから、これらの義務それぞれについて、特に気候変動リスクとの関係で、取締役がどのような点に留意すべきか以下において説明する。

(1) 会社の最善の利益のために行動する義務

取締役が会社の最善の利益のために行動する義務は、個別の環境関連の法規制や上場規則よりも広く適用される可能性がある。すなわち、たとえ会社が環境関連の法令の適用対象となっていない場合や上場規則の報告義務がない場合でも、会社の最善の利益のために行動する義務がなくなるわけではないことに留意を要する。

取締役としては、会社の特性に応じて、会社の最善の利益を検討し、気候変動リスクを管理するのに適切かつ十分な内部システムを作る必要がある。気候変動は、単に環境関連の法令を遵守すれば足りるというコンプライアンスの問題ではなく、ほかのビジネスリスクと同様、会社の最善の利益のためにマネジメントしなければならないビジネスリスクであると位置付けるべきである。

上記「2. 企業にとっての気候変動リスクの概要」で述べたとおり、気候変動リスク(物理的リスク、移行リスク、法的責任を迫られるリスク)のビジネスへの影響は大きく、長期的観点からは企業の財政面にも大きな影響を与える可能性がある。気候変動リスクが、株主、ステークホルダー、会社自体に影響を及ぼし得る限り、取締役は意思決定プロセスにおいて気候変動リスクを考慮する必要がある。

一般的には、取締役が、その行動が会社の最善の利益のためになされていると誠実に信じている限り、たとえ取締役の判断が会社に商業的な損失を与えるものであったとしても、裁判所は介入しない傾向にある¹⁶。もっとも、ほかの合理的な取締役であれば会社の利益のためであると誠実に信じるできないような

¹⁰ 会社法 157 条 1 項。

¹¹ Benny S. Tabalujan 他「Singapore Business Law」(9th Edition) 272 頁。

¹² 会社法 157 条 3 項 a 号。

¹³ 会社法 157 条 3 項 b 号。

¹⁴ Benny S. Tabalujan 他「Singapore Business Law」(9th Edition) 280 頁。

¹⁵ コモンロー上の信任義務の一種であり、会社法 157 条 1 項の誠実に行動する義務も会社の最善の利益のために行動する義務と同義と解されている。

¹⁶ Benny S. Tabalujan 他「Singapore Business Law」(9th Edition) 275 頁。

取引については、裁判所も介入し、取締役が誠実に行動しておらず会社に反する信任義務に違反していると近時の裁判例では判断されている¹⁷。

取締役が気候変動リスクを考慮することなく、会社の最善の利益のために行動したと主張しても、裁判所が客観的にみたときに、同状況の者が当該リスクを考慮すれば取引をしなかったであろうと判断するような場合には、取締役は責任を負うこととなる。「気候変動リスクを考慮」したといえるためには、事案に応じた個別具体的な検討が必要ではあるが、例えば、下記のような事項が検討されたかが重要となる。

- ① 管理者への適切な責任の分掌や外部の専門家の起用を含む、気候変動リスクの評価に関する十分かつ適切なリソースと専門的知見の割り当て
- ② 気候変動リスクを含む取引が会社に影響を与える範囲と種類を特定・評価し、投資家にとって重要な要素となる場合には適切な開示をすること
- ③ 新しいテクノロジーへの投資、省エネ資源の活用、省エネ製品・サービスの提供等、国際的な枠組みに従った会社としての移行計画の実施

また、気候変動リスクへの対応には、再生エネルギーや新しいテクノロジーの利用、既存設備の更新、消費者の行動の変化に対応したマーケティングや販売戦略の再考といった長期投資も含まれる。これらの対応をする場合には、長期的には会社の利益につながり得るとしても、短期的な株主の利益を減少させ得る支出を含むこととなる。このような場合、株主価値は短期的な観点ではなく長期的な観点から判断されるべきであり、決定的なものでなくとも長期的に株主価値の向上につながるという根拠がある場合は、取締役会が短期的な株主価値を減少させる判断をしても、会社の最善の利益のために行動する義務には違反しないものと解される¹⁸。

長期的観点からの再生エネルギーへの投資や CO2 排出を減らす新しいテクノロジーの導入への投資を促すために、取締役が気候変動リスクを考慮するようインセンティブを与える報酬制度を設計することも一考に値する。世界的にも、サステナビリティに関する目標を役員インセンティブ報酬の評価基準と連動させる例が増加傾向にある。

(2) 善管注意義務

取締役は、同様の立場にある合理的な取締役として期待される注意 (care) と技術 (skill) を合理的に果たす必要がある。善悪注意義務として要求される基準については、その会社における当該取締役の役割、意思決定の種類・内容、会社の規模や事業内容等によっても変動する。例えば、新しいテクノロジーへの投資を取締役会が決定したことによって気候変動リスクが軽減される反面、会社の財政面が悪化する結果となった場合、後付けの判断によって直ちに善管注意義務に違反したということにはならず、その会社におけるその取締役の当時の具体的な事情に応じて善管注意義務の基準が決まることとなる。

¹⁷ Ho Kang Peng v Scintronic Corp Ltd (2014)、Goh Chan Peng v Beyonics Technology Ltd (2017)等。

¹⁸ もちろん、長期的な観点からの支出がいかなる場合も是とされるわけではない。根拠が不十分である場合や、気候変動リスクに対応する場合の長期的利益より短期的な収益の減少の方が上回るような場合には、そのような気候変動リスクへの対応のための支出をしないことが違反となるものではない。

取締役特別な知識や経験がある場合や、当該取締役がリスクマネジメント委員会のメンバーであるような場合には善管注意義務の基準は上がる。他方、取締役が十分な知識や経験を有していないことによって善管注意義務のレベルが下がるわけではない。それゆえ、取締役は、環境関連の法規制、産業界の規範、環境リスクマネジメントについて十分に理解し、知識を維持・アップデートすることが要求される。

また、例えば、金融機関であれば、シンガポール金融管理局(MAS)の環境リスクマネジメントに関するガイドラインやTCFDの推奨事項の理解が期待され、取締役の善管注意義務としても高い基準のものが要求される。非金融機関であれば、MASやTCFDのガイドラインは会社に直接的に適用されないとしても、気候変動リスクは今日においてビジネスに重大なインパクトを与えるものであるため、低いレベルの善管注意義務で足りるというわけではない。取締役は、気候変動リスクが当該会社の具体的なビジネスやオペレーションに与えるインパクトについて理解しておくことが重要となる¹⁹。

取締役は、原則として、従業員、専門家、ほかの取締役から提供された報告書、意見書、助言、財務情報およびデータに依拠することができるが、当該提供者が信頼でき十分な能力を有していることなどを合理的に信頼できる事由があり、当該取締役自身が誠実に行動しており、状況次第で適切な質問等を行い、依拠することが正当化できることが必要となる²⁰。すなわち、取締役が一人であらゆる情報を取得して検討するのは現実的に困難であることから、ほかの従業員やアドバイザーに役割を委任することができるものの、それらの者をどのように監督していたか、それらの者を信頼することが正当化される事情があったかが重要となる。

5. ガイドライン

法令ではないガイドラインについては、違反したとしても直ちに法的責任を課されるわけではないが、事業に必要なライセンスを失うことなどにつながる恐れがある。ESG(環境・社会・ガバナンス)要素については、ガイドラインや国際慣習等のソフトローによって事実上規制が強くなっている傾向があり、法令ではないからといって決して軽視できるものではない。

2020年12月に、シンガポール金融管理局(MAS)は、銀行、保険、資産管理セクターといった金融機関に適用されるガイドラインを発行し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を含む国際的なガイドラインに従い事業を実施する上での重要な気候変動リスクの影響を報告することを求めている²¹。また、MASのリスク管理ガイドラインにおいて、金融機関は、以下を遵守することが求められている。

- ① 環境リスクを評価し管理するためのフレームワークとポリシーを承認すること
- ② 重要な環境リスクが当該フレームワークの中で対処されるよう確認すること
- ③ 取締役および管理職に明確な役割と責任を設定すること
- ④ 環境リスクを管理するために適切な専門家およびリソースを確保すること

¹⁹ 例えば、エネルギーや資源セクターに属する会社の取締役はクリーンエネルギーに移行すべきかどうかという移行リスクに直面しているため、高い基準での善管注意義務が課されることとなる。

²⁰ 会社法157C条。

²¹ MASのウェブサイト(<https://www.mas.gov.sg/regulation/guidelines/guidelines-on-environmental-risk-management>)より参照可能。

6. 開示義務

シンガポールにおいて上場する企業は、サステナビリティ報告書を毎年公表する必要がある²²。サステナビリティ報告書には、以下の内容を含めることが要請され、遵守するか、遵守しない場合にはその理由を説明することが求められている²³。

- ① 重要な ESG 要素 (Material environmental, social and governance factors)
- ② TCFD の推奨事項に基づく気候変動に関する開示 (climate-related disclosures consistent with the recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
- ③ ESG 要素に関する社内ポリシー・パフォーマンス (policies, practices, and performance)
- ④ 翌年の目標 (targets)
- ⑤ サステナビリティ報告のフレームワーク (sustainability reporting framework)
- ⑥ 取締役会の説明 (Board statement and associated governance structure for sustainability practices)

サステナビリティ報告書の中に不適切な記述があったとしても同規則上制裁が課されるわけではないが、虚偽報告をしたことにより損害が発生したような場合にはコモンロー上会社が法的責任を負い、取締役も善管注意義務違反により責任を問われる可能性がある。

また、同規則 703 条により、上場企業は、株式の価値に重大な影響を与える可能性の高い情報を開示しなければならないものとされている。気候変動リスクについては、同条には重要な情報として明記されているわけではないが、前述のとおり気候変動リスクが重大であり、会社の財産、事業、財政状況に影響を与え得るものであることに鑑みれば、気候変動リスクを考慮しなかった場合、会社の財産を過大評価、法的責任を過小評価、またはリスクマネジメントの開示について不正確であるとして、同条違反と判断される可能性がある。同条に違反して、会社が重要な情報を開示しなかった場合、会社は罰金を科される可能性があり²⁴、取締役個人としても善管注意義務違反の責任を問われる可能性がある。

日本では 2021 年 6 月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、サステナビリティについての取り組みを適切に開示すること、プライム市場上場会社については「国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」ことが明記されている

²⁵。

²² シンガポール取引所上場規則 711A 条。

²³ シンガポール取引所上場規則 711B 条。

²⁴ シンガポール証券先物法 203 条、204 条

²⁵ コーポレートガバナンス・コード補充原則 3-1③。また、2021 年 6 月の改訂により、サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）を重要な経営課題に位置付けること（基本原則 2「考える方」）、およびサステナビリティを巡る課題への対応をリスクの減少のみならず収益機会にもつなげる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点から積極的・能動的に取り組むよう検討を進めるべきであること（原則 2-3、補充原則 2-3①）も明記されている。

シンガポールにおいても、投資家や金融機関等からの要請を受けて、SGX 上場企業のサステナビリティ報告書でTCFDの推奨事項に基づく気候変動関連の開示を段階的に義務化する方向での動きが進んでいる。2021年12月15日には、以下の義務がロードマップとして公表されている²⁶。

- ① 2022 年会計年度から、すべての SGX 上場企業がサステナビリティ報告書の中で、気候変動関連の開示について遵守するか説明しなければならない。
- ② 2023 年会計年度から、金融、農業、食品、林産物、およびエネルギー業界に属する企業は当該気候変動関連の開示が必要となる。
- ③ 2024 年会計年度からは、資材、建物、および輸送業界に属する企業についても当該気候変動関連の開示が必要となる。

環境情報は、株主、投資家、金融機関、消費者にとってますます重要な判断材料となっているため、開示内容の正確性・適切性をきちんと担保する取り組みが重要であり、誤った情報を開示した場合、訴訟を提起される等のリスクもあるので留意が必要である。

7. 企業において必要となる対応

日本においてもシンガポールにおいても、気候変動リスクへの対応は、従前のように環境部門に任せておけば足りるというものではなく、個々の企業のビジネスに与える具体的なインパクトをふまえた経営・ガバナンスの問題として位置付けるべきものと考えられる。

個々の企業の特性に応じて、その企業にとっての優先順位付けを適切に行うことが必要ではあるが、多くの企業にとって、下記のような気候変動リスクへの対応の検討が重要であると考えられる。

- ① 再生エネルギーへの転換
- ② 生産性を高めるオペレーションの再構築
- ③ グリーンボンドの活用等のビジネス上のアクションを検討
- ④ 社内における環境リスクポリシーの策定
- ⑤ 意思決定プロセスにあたって環境リスク・気候変動要因の考慮
- ⑥ 環境関連の法令等を遵守できているかに関する継続的なモニタリングの実施

²⁶ SGX ウェブサイト (<https://www.sgx.com/media-centre/20211215-sgx-mandates-climate-and-board-diversity-disclosures>) より参照可能。また、2022年1月1日より、上場会社は、サステナビリティ報告手続きについて社内の検討を要すること、すべての取締役がサステナビリティに関する研修を一回受けること、外部機関による保証がされている場合を除きサステナビリティ報告書は年次報告書と共に開示される必要があること、性別・スキル・経験その他多様性に関連する項目をカバーする取締役会の多様性ポリシーをつくり、多様性の目標、計画、予定、進捗等の詳細を年次報告書に記載することが求められている。